



水道メーターの有効期限切れについて

香川県広域水道企業団が設置している水道メーターは、計量法で有効期限が8年と定められています。

企業団では、有効期限を迎えたメーターの交換を行っていますが、一部の地域において適切に交換が行われず、1月18日現在で、745個のメーターが有効期限を過ぎて使用されている状況となっています。メーターについては、令和4年1月末までに交換作業を行ってまいります。

水道利用者の皆さまに深くお詫びを申し上げます。

1. 水道メーター有効期限切れの状況

○水道メーター設置状況（令和4年1月18日現在）

（単位：個）

	メーター設置個数 （開栓中のもの）	有効期限を過ぎて 使用されているもの	うち	
			お客さまと調整中のもの等（対応中）	適切な作業ができていないもの（未対応）
企業団全体	425,028	745	83	662
うち丸亀エリア	53,105	687	25	662

丸亀エリアの662個は1月18日までに交換作業に着手できていないもの。それ以外に83個は有効期限が到来していますが、お客さま所有の給水管等の修繕が必要なもの、メーター周辺の構築物の修繕が必要なものなど、お客さまの御協力が必要なもので現在対応中のものです。

2. 適切にメーター交換作業が行われていない原因

水道メーターについては市町単位で管理を行っておりますが、丸亀エリアにおいて、適切な交換作業の進捗管理・履行確認ができておりませんでした。

3. 今後の対応（丸亀エリアの662個について）

- ・ お客さまにお詫びを行った上で（ハガキを送付）、令和4年1月末までに交換作業を行います。
- ・ 期限切れとなったメーターの機能検査を行い、計量精度を確認します。検査の結果、異常がなければ、水道料金については、当該メーターの数値で算定します。検査は、口径・メーカー・有効期限等に基づき抽出調査を行います。

4. 再発防止策

- ・ 企業団職員の意識改革（コンプライアンス意識の徹底）を図ってまいります。
- ・ 有効期限までに余裕をもって取り替えできるように取替計画を見直します。
- ・ 市町単位で適切に管理を行うとともに、毎月の交換状況や今後の交換計画を本部総務企画課で集約し、企業団全体で管理を行います。